

ることである。介護を必要としない自立した生活を送り続けるために、当町では、地区ごとの運動教室、栄養改善や口腔ケアなどの健康教室等を実施しているところである。

二つ目は、既に要介護状態にある方の介護給付の適正化(適切な認定、適切なサービス提供)である。国・県においても、介護給付の適正化を推進しているところであるが、当町においても、国・県の指針にのっとり、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」の5つを主要事業として、適正化の推進に取り組んでいるところである。

今後も、引き続き介護予防、介護給付の適正化に取り組み、給付費の抑制を図っていききたいと考えている。

◆赤松 俊二 議員

【国民健康保険の広域化に向けた取り組みについて】

問当町の保険料や規模等の国民健康保険の現状について

答当町の場合は、保険料ではなく地方税法による保険税となっている。

当町の保険税の賦課方式は、所得割・資産割・均等割・平等割の4方式であり、課税対象者は、医療分・後期高齢者支援金は全被保険者、介護分は、介護保険の第2被保険者である40歳から65歳未満の被保険者が対象となる。

なお、本年度の保険税率については、医療分の所得割率が8.5%、資産割が34%、均等割が20、100円、平等割が22、400円、後期高齢者支

援金分の所得割率が2.9%、資産割率が14%、均等割が8、100円、平等割が6、300円、介護分の所得割率が3%、資産割率が12%、均等割が8、900円、平等割が5、400円である。

次に、規模についてであるが、平成29年8月31日現在の国民健康保険被保険者数は2,945人、世帯数は1,887世帯である。また、65歳以上の被保険者数は、1,570人で全体の53%を占めている。

最後に、当町の現状であるが、高齢者や健康上等の理由により、被用者保険を脱退した人を多く抱えており、保険負担能力は弱いと考える。まず、被保険者数の状況であるが、前年同月と比較すると、被保険者数が141人の減、世帯数が64世帯の減となっている。次に医療費の動向であるが、平成28年度の療養給付費は、前年度比0.6%の減で、1億5,524万7千円である。なお、1人当たりの療養給付費は、前年度比0.8%増の394,377円、1人当たりの入院費は、前年度比9.3%増の182,257円、1人当たりの入院外費は、前年度比5.5%減の212,077円である。次に、保険税の収納率について、平成28年度現年分の収納率は、96.4%で、前年度と比較すると1.3ポイント向上している。

問広域化することで、町の役割と業務はどのように変化するか。また、保険料の賦課・徴収と収納対策について

答「持続可能な医療保険制度を構築す

るための国民健康保険等の一部を改正する法律」により、平成30年度からは、都道府県が財政運営の責任主体となつて、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させることとなる。

一方、市町村においては、今まで通り、資格管理、保険給付、保険税率の決定、保険税の賦課・徴収、保健事業等、地域における細かい事務を引き続き担うことになる。

【運転免許証自主返納者への支援策について】

問運転免許証自主返納者の推移と現状の課題、また今後の見通しについて

答宇和島警察署によると、当町の運転免許証自主返納者数の推移については、平成26年度が39人、平成27年度が36人、平成28年度が40人となっている。平成29年度については、7月末現在で35人とのことである。

公共交通手段が少ない当町において、免許証を自主返納しても生活に不便をきたさないだけの支援をすることは、極めて難しいと思われる。

今後の見通しについては、今年度から75歳以上の後期高齢者の免許更新の際に実施する、認知機能検査が追加されていることもあり、緩やかに増加するのではないかと考える。

問当町として独自の支援策を設ける考えはあるか。

答現在、当町では独自の支援策を設けていない。

県内の自治体の状況をみてみると、いずれも、自家用車が運転できなくなること配慮した交通機関の利用に対する助成制度が多いようである。

当町においては、平成29年度において、地域公共交通の確保および活性化を推進する基本方針となる「鬼北町地域公共交通網形成計画」を策定し、交通弱者を対象とした公共交通ネットワークの再編等、当町の公共交通のあり方を再検討し、地域公共交通の具体的な計画策定を行い、持続可能な地域公共交通網の形成に努めていきたくと考えている。その中で、自主返納者への支援策についても検討し、実施に移していききたいと考えている。

◆松下 純次 議員

【永野市地区の農振除外について】

問農振除外した上で、その中心部に道の駅三角ぼうしを移設し、商業地域として開発という町づくり構想はあるか。

答当町においては、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、農業振興地域整備計画を策定し、長期にわたって農業の振興を図るべき優良農地として必要のある農地を、農業振興地域内の農用地として指定しており、永野市地区の農地についても、農業振興地域内の農用地として指定している。この農用地は、原則として農用地以外に転用はできない。しかし、やむを得ず農業以外の目的で利用する場合は、農用地以外の用途に利用することについて具体的な転用計画があり、必要かつ急を要する用途に供されるものと認められ、併せて農業振興地域の整備に関す